

養子縁組について(事例編)

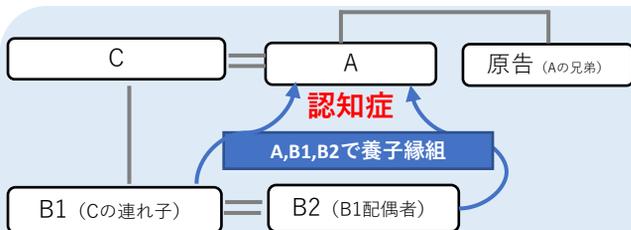
「養子縁組」の具体的な事例や判例について紹介していきます。

右記目次に倣い、法務上のポイント、税務上のポイントを交えながら解説していきます。

1. 認知症と養子縁組
 - ・ (判例) 養親が認知症の場合の養子縁組の有効性
 - ・ (相談事例) 配偶者が認知症の場合
2. 養子縁組の主要判例
 - ・ 養子縁組前に生まれた「養子の子」の基礎控除計算
 - ・ 相続税の節税目的で行った養子縁組の有効性

1. 認知症と養子縁組

(判例) 養親が認知症の場合の養子縁組の有効性



事案 (東京高裁平成25年9月18日)

平成19年3月 Aが老年期認知症との診断を受ける
平成19年6月 AとB1及びB2が養子縁組
平成22年6月 Aについて成年後見開始

原告は、「B1及びB2との養子縁組はAの意思に基づくものではなく、Aは認知症であったのだから判断能力に欠けており、当該養子縁組は無効である。」と主張した

判決

以下の事実を総合考慮し、養子縁組は有効と判断した。

- ・ Aは平成19年1月時点の検査結果から認知症であるとしても重度のものであるとは直ちにいえぬ
- ・ 同年5月には診療はいったん終了しており、平成20年6月ころまでは、Aの精神機能の著しい低下を示す事実の記録がみられない
- ・ B及びB2は、Aと義理の親子として長期間同居生活を送っていた
- ・ 縁組届出の筆跡がAの署名と酷似している

法務ポイント

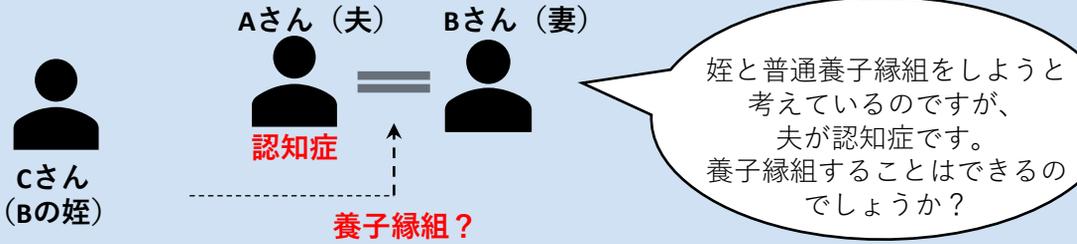
養子縁組における意思能力は、「親子という親族関係を人為的に設定する意義を常識的に理解し得る程度の能力」で足りるものと考えられ、認知症という診断のみならず、高齢者の日常生活における態様も加味して判断されます。



ホウムちゃん

👍 (相談事例) 配偶者が認知症の場合

Q 配偶者が認知症の場合の養子縁組は可能か？



A 「配偶者がその意思を表示することができない場合」かどうかがポイント！

民法796条では「配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。」と定められています。しかしながら、同条但書において「配偶者がその意思を表示することができない場合、この限りでない。」と定められています。

この但書にいう「意思を表示することができない場合」というのは、**配偶者が心神喪失の状況にあって回復の見込みがたたないとき、所在不明となり容易に戻ってくる見込みがない時**などを指します。

本件では、夫の認知症の程度にもよりますが、意思能力を欠くような状態で回復の見込みがないということであれば、「意思を表示することができない場合」といえ、配偶者の同意がなくても養子縁組をすることができると考えられます。



memo

仮に、夫婦の一方が配偶者の同意書を偽造したり、配偶者を騙しまたは脅迫することで同意書を取得することにより養子縁組届出が受理された場合に、養子縁組の効力はどうなるのでしょうか。この場合、養子縁組の同意をしていない配偶者は養子縁組の取消しを家庭裁判所に請求することができます。ただし、養子縁組を知った後6か月を経過し、または追認した時は取り消すことができないので留意が必要です。



法務ポイント

配偶者がある方が養子縁組をするときは、原則配偶者の同意を得るか配偶者とともに養子縁組をすることが必要となります。

ただし、配偶者がその意思を表示することができない場合（配偶者が心神喪失で回復見込みがない場合、所在不明の場合等）は、単独で養子縁組をすることができます。



ホウムちゃん

2. その他判例

👍 養子縁組前に生まれた「養子の子」の基礎控除計算



被相続人Aの基礎控除額の算定に含まれるか？

事案（東京地裁平成25年5月30日）

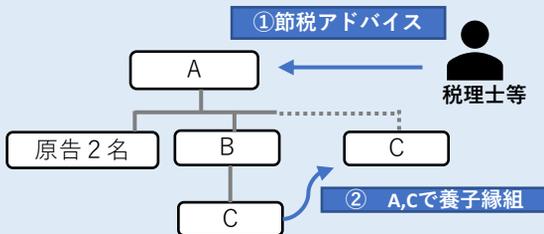
- ①平成15年、原告3名及びBが、Aと養子縁組をする
- ②平成20年、Bが死亡
- ③平成21年、被相続人Aが死亡。

原告らは、「原告3名と亡Bは平成15年に被相続人Aと養子縁組をしており、C及びDは代襲相続人に該当するため、被相続人Aの基礎控除額の算定に必要となる「相続人の数」（相続税法第15条第1項）に含まれる」と主張した

⚖️ 判決

養子縁組前に出生した養子の子（C,D）は、養親（A）と養子（B）との間の養子縁組により、養親（A）との間において親族関係を生ずるものではなく、養親（A）の直系卑属となるものではないので、**養親（A）の相続人となるものではない。**

👍 相続税の節税目的で行った養子縁組の有効性



事案（最高裁平成29年1月31日判決）

- ①平成24年4月、Aは税理士等から、「CをAの養子にした場合に、相続税の節税効果がある」旨の説明を受けた。
- ②同年、AはCと養子縁組をした。

これに対して、原告らが、「本件の養子縁組は縁組をする意思を欠く養子縁組である」として、その無効確認を求めた。

⚖️ 判決

相続税の節税のために養子縁組をすることは、節税効果を発生させることを動機として養子縁組をするものにほかならず、**相続税の節税の動機と養子縁組をする意思とは、併存し得るものである。**したがって、**専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について、民法802条1号にいう「当事者間に縁組をする意思がないとき」に当たるとすることはできない**

📌 税務・法務ポイント



ゼイムちゃん

「相続人の数」（相続税法第15条第1項）に、養子縁組前に出生した養子の子は含まれません。

養子の養子縁組後に生まれた子であれば、養親の直系卑属となるものと考えられ、養親の相続人となります。

養子縁組について相続税節税など真の親子関係を生じさせるという動機以外の動機があっても、縁組意思が認められ、養子縁組が無効とはならない場合があります。



ハウムちゃん

株式会社青山財産ネットワークス（以下「当社」といいます。）のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）から資料（以下「本資料」といいます。）をダウンロードする場合は、下記の事項に同意したうえで、当該事項を遵守し、本資料をご利用下さい。

著作権

本資料の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。）、商標権、その他知的財産権、肖像権等の権利（以下総称して「知的財産権等」といいます。）は、当社又は正当な権原を有する第三者に帰属します。

禁止事項

1. 本サイトで配布する本資料を当社が別途許可する範囲を超えて加工する行為や、改変する行為は禁止します。
2. 本サイトで配布する本資料の内容を、当社が事前に承諾した場合を除き、本サイト以外のウェブサイトにおいて転載する行為は禁止します。
3. 本サイトで配布する本資料を複製、譲渡、貸与、頒布、二次配布、公衆送信化するなどの著作権を侵害する行為は禁止します。
4. 本サイトで配布する本資料の公序良俗に反する内容・目的での使用、その他、犯罪・違法行為での使用は禁止します。
5. 上記各禁止事項に違反されたご使用があった場合、当社はいつでもその使用を禁止することができるものとします。

免責事項

1. 本サイトで配布する本資料は予告なく内容の変更や削除を行う場合があります。
2. 本サイトで配布する本資料のご利用はご利用者様の責任においてなされるものとします。また、その利用によって生じたいかなるトラブル・損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。